

奈良県訓令第八号

水循環・森林・景観環境部
食と農の振興部

奈良県職務育成品種規程（昭和五十七年十一月奈良県訓令甲第七号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により品種登録の出願をする旨の決定の通知を受けた職員は、速やかに、品種登録を受ける地位の承継に関する承諾書（第二号様式）を当該職務育成品種の育成に係る試験研究機関の長を経由して知事に提出しなければならない。

第五条中「育成した者の」を「品種登録を受ける」に改める。

第六条第一項中「第五条」を「前条」に改め、同条第二項中「第二号様式」を「第三号様式」に改める。

第九条第一項第二号中「育成をした者の」を「品種登録を受ける」に改め、同項第七号中「第二十六条第一項」を「法第二十六条第一項」に改める。

第十条第二項中「第二十六条第一項」を「法第二十六条第一項」に改める。

第二号様式を第三号様式とし、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式（第4条関係）

品種登録を受ける地位の承継に関する承諾書

年 月 日

奈良県知事 殿

所 属

職・氏名

印

下記の職務育成品種について、品種登録を受ける地位を奈良県に承継することを承諾します。

記

農林水産植物の種類及び品種名（育成系統名）